区のサービス・手続き・施設のご案内は ★しんじゅくコール★
☎(3209)9999 午前8時～午後10時 FAX(3209)9900

区政に関する苦情をお聞きします
新宿区区民の声委員会

区民の声委員会は、区政に関する苦情を処理する第三者的な機関です。3人の委員が、受け付けた苦情を公正・中立に処理します。プライバシーの保護には特に配慮しています。安心してご相談ください。

【申し立てができる方】個人・法人・その他の団体で、区の機関の業務の執行に関する事項や職員の行為について利害関係のある方

【申し立て方法】「苦情申立書」に必要事項を記入し、区民の声委員会の窓口に提出してください。その際、委員との面談日時をお知らせします。

※ほかの苦情処理制度等と競合する事項や一定期間を経過している事項は、申し立てができない場合があります。

【受付日時】月～金曜日、午前9時～午後5時（祝日等を除く）

※佐野榮三郎委員の退任に伴い、11月1日、木澤克之委員が就任しました。渡辺日佐夫委員、古笛恵子委員とともに苦情をお聞きします。

【問合せ】**区民の声委員会**（第1分庁舎2階）☎(5273)3508へ。

区民の声委員会委員

木澤克之委員（弁護士）

古笛恵子委員（弁護士）

渡辺日佐夫委員（大学教授）

特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断等の費用を補助しています

緊急輸送道路は震災時の円滑な救助や物資輸送を担い、応急活動の中心となる防災拠点を結ぶ重要な道路です。

東京都では今年6月、緊急輸送道路のうち、特に沿道の建築物の耐震化の必要がある道路を「特定緊急輸送道路」に指定しました。24年4月からは、沿道の建築物に耐震診断を義務付け、重点的に耐震化を進めます。

区では、11月から特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修工事費用の一部を補助し、耐震化を支援します。補助要件・金額など詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】**地域整備課**（本庁舎8階）☎(5273)3829へ。

●補助の対象

次のすべてに該当する建築物に接している

▼敷地が特定緊急輸送道路に接している

▼建築基準法の耐震基準改正（昭和56年6月1日施行）前に建築された

▼建築物の高さが、道路の中央から建築物までの距離を超えている（右図）

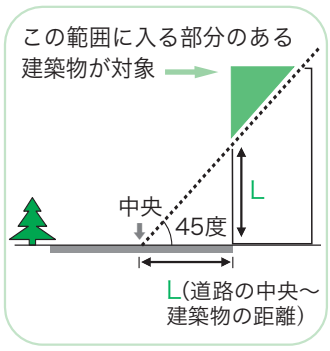

●区内の特定緊急輸送道路

甲州街道・新宿通り（国道20号の区間）・目白通り・新青梅街道・青梅街道・公園通り（都庁第一・第二本庁舎と新宿中央公園の間の道路）・靖国通り（青梅街道～区役所第1分庁舎前の一部区間）・首都高速道路（4号線・5号線・中央環状線）

※特定緊急輸送道路図は、区地域整備課で閲覧できます。東京都耐震ポータルサイト（HP http://www.taishin.metro.tokyo.jp/）でもご覧いただけます。

募集案内の配布は11月17日(木)～28日(月)
区営住宅（空き家）都営住宅（地元割当）入居者募集

【募集戸数】▼区営住宅14戸、▼都営住宅4戸（地元割当）

【申込資格】区内在住で住宅に困り、世帯の収入が所得基準内（下表）の方。詳しくは、募集案内をご覧ください。区営住宅・都営住宅（地元割当）の重複申し込みはできません。

【募集案内の配布】11月17日(木)～28日(月)に住宅課、区政情報センター（本庁舎1階）、第1分庁舎1階受付、特別出張所、区立中央・四谷・鶴巻図書館（施設の休館日を除く）で配布。11月17日(木)からは、新宿区ホームページからも取り出せます。

【申込み】募集案内に折り込みの申込書に記入し、住宅課へ郵送。11月17日(木)～29日(火)の消印があり、11月30日(水)までに到着したものを受け付けます。

【問合せ】**住宅課区立住宅管理係**（本庁舎7階）☎(5273)3787へ。

所得基準表

●一般世帯

家族数	年間所得金額
1人	0～189万6000円
2人	0～227万6000円
3人	0～265万6000円
4人	0～303万6000円
5人	0～341万6000円

●障害者等の世帯

家族数	年間所得金額
1人	0～256万8000円
2人	0～294万8000円
3人	0～332万8000円
4人	0～370万8000円
5人	0～408万8000円

※所得金額は所得税法上の所得金額をいい、給与所得控除後または必要経費控除後の前年中の所得金額です。計算方法は「募集案内」をご覧ください。

※家族数には申込者本人を含みます。家族数が6人以上の場合は、1人に付き38万円を加算してください。

生活のしづらさなどに関する調査にご協力を
（全国在宅障害児・者等実態調査）

障害児・障害者への福祉施策を改善するための基礎資料とするため、障害のある方を対象に、全国約4千500の国勢調査地区で厚生労働省が実施します。

【対象】区内17地区にお住まいで、障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方、障害者手帳は持っていないが長引く病気やけが等で生活のしづらさがある方

【調査方法】11月下旬に調査対象地区の全世帯に、「お知らせ」をお届けします。対象に該当する方は、ご連絡ください。後日（12月上旬を予定）、調査員（区職員）が訪問し、調査票をお渡しします。

【調査内容】障害の状態、日常生活のしづらさ、障害者手帳・福祉サービスの利用、日常生活上の支援、日中活動、外出、家計の状況ほか

【問合せ】**障害者福祉課支援係**（本庁舎2階）☎(5273)4583・FAX(3209)3441、**保健予防課保健相談係**（第2分庁舎分館1階）☎(5273)3862・FAX(5273)3820へ。

◆講座・催し等の申し込み◆

①講座・催し名
②〒・住所
③氏名（ふりがな）
④電話番号
（往復はがきには、返信用にも住所・氏名）

はがき・ファックスの記載例

※あて先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

くらし

道路は正しく使いましょう

▼①不要な家具・電化製品・自転車・バイク等の不法投棄、置き看板・商品・のぼり旗等の道路上への掲出といった不正行為が増えています。歩行者・車両の通行を妨げ、交通事故の原因にもなるのでやめましょう。

▼②道路の上空へ突き出した看板・日除け等を設置する場合は、道路法・道路交通法に基づき、事前に許可を受けてください。表示面積等で定められている道路占用料の支払いが必要です。

【問合せ】①は**交通対策課監察指導係**☎(5273)3847、②は**土木管理課占用係**☎(5273)3574（いずれも本庁舎7階）へ。

エコリーダー養成講座特別講座

●街路樹の母樹を訪ねて

【日時】12月1日(木)午前10時～午後0時30分

【会場・内容】新宿御苑（内藤町11）の樹木観察（日比野佳正・日本自然保護協会自然観察指導員）

【申込み】はがきかファックス（記載例（3面参照）のとおり記入）で、11月25日（必着）までに**環境学習情報センター**（〒160・0023西新宿2―11―4）☎(3348)6277・FAX(3344)4434へ。先着20名。

手打ちそば教室

【日時】12月11日(日)午前10時30分～午後1時30分

【会場】新宿消費生活センター分館（高田馬場1―32―10）

【対象】区内在住・在勤の方、12名

【内容】秋に収穫した群馬県沼田市産のそば粉でそば作り（打ったそばは持ち帰り）

【費用】800円

【後援】新宿区

【主催・申込み】往復はがきに記載例（3面参照）のとおり記入し、11月30日（必着）までに新宿消費生活モニターOB会（〒169・0075高田馬場1―32―10、新宿消費生活センター分館内）へ。応募者多数の場合は抽選。

【問合せ】**新宿消費生活センター**（第2分庁舎分館2階）☎(5273)3834へ。

福祉

介護支援ボランティア・ポイント事業にご参加を

●18歳以上の方が対象

介護支援ボランティアは、高齢者の方を支援するために高齢者施設や地域で活動しています。

活動に応じて貯めた「ポイント」は、年間合計50ポイント（5千円）を上限に、換金または寄付ができます。

【対象になる活動】▼区内介護保険施設等でのボランティア活動（配膳・話し相手・一芸披露など。身体介護は対象外）、▼ちょこっと困りごと援助サービス活動（電球交換等30分以内の日常生活支援）、▼地域見守り協力員活動（高齢者宅への訪問・見守り）、▼ぬくもりだより訪問配布活動（75歳以上で一人暮らしの方への情報紙配布と安否確認）

●講習会にご参加を

ボランティア活動の流れを説明します。当日、介護支援ボランティアとして登録できます。

【日時】12月5日(月)午後2時～3時30分

【会場】牛込箪笥地域センター（箪笥町15）

【対象】区内でのボランティア活動が可能な18歳以上の方、35名

【申込み】電話で**区社会福祉協議会**☎(5273)9191へ。先着順。

戸塚地域福祉見本市

【日時】12月3日(土)午後1時～3時30分

【内容】▼井戸端トーク「障害のある方や引きこもりの若者等の就労支援」「孤立させない地域づくり」「子育て」、▼地域の福祉活動の紹介

【主催】戸塚地区協議会戸塚地域福祉会議

【会場・申込み】当日直接、戸塚地域センター（高田馬場2―18―1）へ。聴覚に障害のある方、キッズルームの利用を希望する方は事前にご連絡ください。

【問合せ】**戸塚特別出張所**☎(3209)8551・FAX(3207)1861へ。

家族介護者教室・交流会

●からだにやさしいお風呂

【日時】12月17日(土)午後1時～3時30分

【会場】榎町地域センター（早稲田町85）

【対象】区内在住で高齢者を介護している方、介護経験があり交流会の活動に意欲のある方、30名

【内容】講演「入浴こそ最高のリラクゼーション」と実技（中川都・訪問入浴介護事業所職員）、交流会

【申込み】電話で**榎町高齢者総合相談センター**☎(5227)1757へ。先着順。

※介護のため参加が難しい方にはデイサービス、ヘルパー派遣利用等の支援をします。ご相談ください。